

第41回中学生の主張 作文コンクール作品募集

市青少年問題協議会では、日常生活の体験を基に、その意見を発表し、広く市民に訴えることにより中学生への理解を深めてもらうことを目的に「中学生の主張作文」を募集します。応募作品は審査の後、11月23日（火）開催予定の「第45回座間市青少年健全育成大会」で表彰し、作品集冊子を作成します。

○**応募資格** 市内在住の中学生

○**課題** 「私たちと環境保護」「命を考える」「私が社会や他人のためにできること」「私の学校生活」「私と家族」「こんな大人になりたい」「私の人生への夢」「ネット社会に生きる」「身近な国際化を考える」
※題名（タイトル）は課題に沿ったものであれば自由。

○**応募方法** 課題を一つ選んで400字詰め原稿用紙4枚程度にまとめ、学校へ提出。市立中学校以外に通っている方は9月3日（金）までに〒252-0023立野台1-1-4 青少年センター内青少年課宛てに郵送（当日消印有効）または直接担当へ

※1人1点に限ります。また、応募作品は返却しません。

担当 青少年課 ☎046(253)8415 FAX046(259)2163

青少年善行ほう賞候補者の推薦

市青少年問題協議会では、青少年善行ほう賞候補者の推薦を募集します。推薦内容を審査の上、受賞者・団体を決定し、11月23日（火）開催予定の「第45回座間市青少年健全育成大会」で表彰します。

○**対象** 25歳未満の市内在住・在勤・在学者で次のいずれかに該当する方または団体

- ・隣人、友人などに対する援助や善い行いに尽くしたものの
- ・社会福祉施設または、社会的弱者に対する訪問・激励・介護、その他の各種奉仕もしくは、金品の寄付やその他社会福祉に尽くしたものの
- ・子ども会の指導、年少者の教育・指導、非行少年の補導などに尽くしたものの
- ・防犯、防火、人命の救助・救急看護などに尽くしたものの
- ・家庭または親族間における善い行い、儉約などに尽くしたものの
- ・清掃美化、その他環境衛生に尽くしたものの
- ・交通整理、水難防止、その他事故防止に尽くしたものの
- ・その他善行と認められるもの

○**推薦方法** 9月17日（金）までに青少年センターで配布する「青少年善行ほう賞推薦書」（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上、直接担当へ

担当 青少年課 ☎046(253)8415 FAX046(259)2163

飲用井戸を設置している方へ

県が5月に市内4地点の井戸水調査を行ったところ、1地点で暫定目標値を超えた有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）が検出されました。

同物質は環境省により要監視項目（人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況などからみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの）に位置付けられています。

井戸水の飲用は控えていただき、水道水の飲用をお勧めします。

また、飲用井戸は自らの責任で衛生管理を行い、定期的な水質検査や点検により適正な維持管理を行ってください。

担当 環境政策課 ☎046(252)7675 FAX046(257)7743

8月に納めていただくのは

▽市・県民税（第2期）▽国民健康保険税（第3期）▽介護保険料（第3期）▽後期高齢者医療保険料（第2期）

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください）。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年金課 ☎046(252)8383へ）。

8月は「道路ふれあい月間」

8月は道路を広く、美しく、安全に利用するために道路の役割や重要性を考える「道路ふれあい月間」です。

違法駐車・駐輪をしない

違法駐車・駐輪は交通渋滞・事故の原因になるだけでなく、緊急車両の通行を妨げ、救命救急活動の支障になります。

道路に物を置かない

道路に商品を陳列したり、物を置いたりすると歩行者の転倒やけがの原因になります。道路の占有には道路管理者の許可が必要です。

生け垣などの手入れを

生け垣や植木が道路に張り出すと、歩行者や車などの支障になります。手入れや管理をしましょう。

道路の不具合をLINEで通報

道路の穴や側溝のふたの破損などの不具合を見つけたら、市LINE公式アカウントから通報をお願いします。

次の2次元コードから「座間市」を友だち追加し、通常メニューの「通報」から通報できます（通信料は利用者負担）。



市LINE公式アカウント

担当 道路課 ☎046(252)8564 FAX046(255)3550

8月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時（第2水曜日（11日）は午後のみ）	☎046(252)8490 （電話相談可）
弁護士	10日夜11日 17日夜18日 24日夜25日 毎月第2・第3・第4火曜日午後6時～8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分～4時30分	予約制（電話可） 市役所1階広聴人権課内相談室 ※2日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度1人1回のみ（25分以内）、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は1人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政書士（遺言書等作成）	12日 毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分	
分譲マンション（近隣・管理組合）	13日 毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（12日まで受け付け）	
交通事故	17日 毎月第3火曜日午後1時30分～4時	
行政（国に対する要望）	19日 毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分	
司法書士（登記・少額訴訟）	20日 4・6・12月を除く第3金曜日午後1時30分～4時30分	
不動産（取引・契約）	26日 毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分	
税理士	27日 1・2月を除く第4金曜日午後1時30分～4時30分	
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 FAX046(252)0220
人権擁護委員（近隣問題など）	10日 毎月第2火曜日午後1時30分～4時（電話相談のみ、事前予約制）	☎046(252)8087 FAX046(252)0220
女性（DVなど）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 FAX046(252)0220
駐留軍離職者	19日 毎月第3木曜日午前10時～午後3時	ふれあい会館2階会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX046(255)3550
認知症	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～5時（電話のみ）	担当 介護保険課 ☎046(252)7084 FAX046(252)8238
障がい者就労支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午、午後1時～3時（予約制（電話可）） ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX046(252)7043
自立サポート	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566 FAX046(252)7043
児童（子育て）	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分（電話可）	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 FAX046(255)5080
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分、午後1時～4時45分（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 FAX046(255)5080
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 FAX046(259)2163
教育	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時	市役所5階教育研究所
子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後5時（電話のみ）	担当 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX046(252)4311
就学（障がい児対象）	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732 FAX046(252)4311